

大学独自制度による授業料減免（家計急変のみ） 及び徴収猶予申請の手引き

授業料については、減免及び徴収猶予の制度があります。それぞれの制度への申請は、必要書類一式を提出することで行います。

それぞれの制度の対象者及び提出書類については、以下のとおりです。

○対象者

次に該当する場合には予算の範囲内で、選考の上、授業料の減免または徴収猶予されることがあります。

なお、取扱いは、前期と後期に分けて行います。

- ①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者。
- ②授業料の納期前6月以内（新入学者の入学した日の属する期分の減免に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。
- ③前項に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。

【授業料減免】

- ②の場合のみ申請可能

【徴収猶予】

- ①②③いずれの場合も申請可能

○提出書類

選考は申請者の属する世帯全員の収入金額等を参考に行いますので、以下の書類を提出してください。

なお、提出された個人情報等は授業料減免等選考以外の目的で利用することはありません。

【授業料減免】

1. 授業料減免願書（様式1）
2. 経済状況報告書（様式5）
3. 世帯全員の住民票（直近6カ月以内のもの）
4. 世帯全員の令和7年度所得証明書※（未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要）

※市区町村から発行される令和6年分所得に関する証明書（収入がない場合は「非課税証明書」）

5. その他添付書類

別途一覧を参照のうえ、該当するものをすべて提出すること。

【徴収猶予】

1. 授業料徴収猶予願書（様式 2）
2. 経済状況報告書（様式 5）
3. 世帯全員の住民票（直近 6 カ月以内のもの）
4. 世帯全員の令和 7 年度所得証明書[※]（未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要）
※市区町村から発行される令和 6 年分所得に関する証明書（収入がない場合は「非課税証明書」）
5. その他添付書類
別途一覧を参照のうえ、該当するものをすべて提出すること。

○申請書類の提出について

提出場所：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学 学務課学生支援係（Tel：077-548-2072）

提出期限：令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時（新入生の場合は、入学手続き時）

提出方法：窓口持参または郵送

○減免決定の時期及び通知方法

5 月下旬 郵送による通知（予定）

○注意事項

1. 書類は楷書書きで丁寧に記入してください。記入漏れ、判読困難等によるものは、不備として選考から除外する場合があります。
2. 故意に、記載内容を事実と相違させていると判断した場合、免除許可決定後でも取り消します。
3. 特別な理由がなく、最短修業年限を超えて在学している者及び前年度と同学年に引き続き在籍している者は、申請資格がありません。
4. 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の 1 年間の総所得金額で判定します（様式 6 を提出すること）。
 - ①所得税法及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
 - ②父母等と別居している者
 - ③本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者
5. 申請者は減免の可否が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授

業料を納付した場合は、減免の対象となりませんので十分注意してください。

6. 授業を受けない期間が相当期間ある場合は、減免不適合となることがあります。

以上

◎ 該当者が提出する書類（※本学所定用紙以外は写しでよい）

条件	提出書類
下宿等している場合	○アパートの契約書
学資負担者が死亡した場合	○死亡証明書等 ○保険金・退職金等の支払証明書 ○遺族年金等の受給を明らかにする書類
学資負担者等が風災害等の被害を受けた場合	○罹災（被災）証明書、盗難届証明書 ○罹災、盗難により必要とした経費の証明書等
障害のある者がいる場合	○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、医師の診断書等
長期に療養を要する者がいる場合	○入院証明書、医師の診断書、介護保険証等 ○治療費・入院費等の領収書、支払証明書 ○健康保険組合等から療養費の補てんを受けた場合はその領収書等
主たる生計維持者が別居している場合	○生活費（住居費、光熱・水道料、家具・家事用品の1ヶ月分）の明細 ○直近6か月の領収書
年金の受給者がいる場合	○源泉徴収票、年金支払通知書、年金改定通知書
就職・転職した者がいる場合	○年収見込証明書、給与支払証明書、給与支給明細書（直近3か月分）
退職（予定）者がいる場合	○退職証明書（辞令等） ○退職金支給（予定）証明書、退職金源泉徴収票
病気等により休職している給与所得者がいる場合	○傷病手当金通知書等
失業給付金の受給者がいる場合	○雇用保険受給資格者証
生活保護世帯である場合	○保護決定（変更）通知書
兄弟姉妹が国立学校に在学している場合	○授業料免除状況証明書（様式7）
兄弟姉妹が国立学校以外に在学している場合	○在学証明書又は令和8年4月1日以降有効なことが証明できる学生証（写）（高等学校までは不要）
独立生計者である場合	○独立生計申立書（様式6）
昨年奨学金（給付型）を受給していた場合	○昨年奨学金を受給していたことが確認できる書類
農業・漁業・畜産業等において奨励金、補助金等を交付された場合	○当該奨励金、補助金等の金額がわかる書類